

(仮称) 霧島市こども計画 施策の体系 (案)

基本理念	みんなと共に育ち合い、こども・若者が幸せを感じるまち“きりしま”		主な取組・事業
基本目標	基本方針	施策	(●=事業、 □=取組)
1 こども・若者の権利と安全を守る	①こども・若者の権利の保障	(1) こども・若者の権利の擁護	□こども・若者の権利の普及啓発 □人権教育の推進 □相談救済機関への支援
		(2) こども・若者の意見表明・参画の促進	□ワークショップの実施 □市ホームページによるこども・若者の意見・提案の募集 □こども・若者の意見を聴取する仕組みづくり
		(3) ヤングケアラーへの支援	□早期発見、支援 □実態把握 □研修等の実施 □相談支援体制の整備 ●子育て世帯訪問支援事業
	②こども・若者の安全と安心の確保	(1) こども・若者の自殺対策	□自殺予防の普及啓発・相談体制の充実 □スクールカウンセラー等の配置 □いじめ防止対策
		(2) 性犯罪・性暴力対策	□生命の教育の実施 □性犯罪・性暴力被害相談窓口の周知
		(3) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	□街頭指導や声掛け活動の実施 □防犯パトロール隊の支援 □情報モラルに関する出前講座等の実施
		(4) 安心・安全な通学路等の確保、環境整備	□保育所等における災害に備えた取組 □学校における災害に備えた取組
	③児童虐待防止など要保護児童等対策	(1) 発生予防、早期発見、早期対応等	□地域子育て支援拠点の運営 □民生委員・児童委員の活動への支援 □発生予防、早期発見、早期対応等 ■養育支援訪問事業
		(2) 関係機関との連携及び相談体制の充実	□関係機関との連携 □相談体制の充実 □相談体制の強化 ●家庭児童相談事業【再掲】
		(3) 社会的養護施設との連携	□社会的養護施設等との連携 □関係機関の連携による自立支援 ●子育て支援ショートステイ事業【再掲】
			●母子生活支援施設措置事業 ●家庭児童相談事業【再掲】
			□休日・夜間の救急医療機関の周知 □心配蘇生法等の情報提供・普及 □家庭での予防対策
2 こども・若者への切れ目のない保健・医療の充実	①安心・安全な妊娠・出産への支援の充実	(1) 妊産婦の健康増進への支援	●母子健康手帳交付事業 ●妊婦健康診査事業 ●歯周病検診事業(マタニティ歯ッピースクリーニング) ●産後支援事業(産婦健康診査)
		(2) 妊産婦への切れ目のない支援	●妊婦等包括相談支援事業 ●母子訪問事業 ●妊婦のための支援給付事業
	②小児保健医療の充実	(1) 緊急時に対応するための家庭での対策	●産後支援事業(産後ケア事業) ●粉ミルク支給事業
		(2) 予防接種の実施率の向上	●予防接種事業
		(3) 専門的医療の充実	□小児慢性特定疾病児への支援
	③発達支援等が必要な子どもと家庭への支援	(1) 疾病・障害の早期発見と専門的な医療等の提供	●母子健診事業【再掲】 ●乳幼児育児相談事業【再掲】 ●発達外来事業 ●発達相談事業
		(2) 幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上	●発達障害啓発事業 ●巡回支援専門員整備事業
		(3) 教育・保育施設等での障がい児や医療的ケア児の受け入れ推進	□保育所や幼稚園、学校における施設支援 □医療的ケア児コーディネーターの確保 ●医療的ケア児保育支援事業 ●障害児保育支援事業
		(4) 経済的な支援の充実	□学校における医療的ケア児支援のための体制整備 ●放課後児童健全育成事業【再掲】 ●障害児通所給付事業
		(5) 特別支援教育の充実	●特別児童扶養手当 □小児慢性特定疾病児への支援 ●障害者自立支援医療費給付事業(育成医療)
		●重度心身障がい者の医療費の助成	
		□特別支援教育支援員の配置 □教職員に対する特別支援教育に関する研修等の実施	

基本理念	みんなと共に育ち合い、こども・若者が幸せを感じるまち“きりしま”		主な取組・事業
基本目標	基本方針	施策	(●=事業、 □=取組) 赤字=新規 黄字=再掲 緑字=既存△掲載なし ■=廃止・休止事業
3 こども・若者の育ちを支える	①子育て支援サービスの充実	(1) 幼児期の学校教育・保育の提供	□教育・保育提供体制の確保
		(2) 多様な保育サービスの提供	●延長保育促進事業 ●一時預かり事業 ●一時預かり事業（幼稚園型） ●病児・病後児保育事業 ●乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
		(3) 経済的な支援の充実	●子ども医療費助成事業 ●児童手当支給事業 ●養育医療費給付事業 ■実費徴収に係る補足給付を行う事業
		(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	□預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化
		(5) 子育て支援に重点をおいた健診や相談の充実	●母子健診事業【再掲】 ●乳幼児育児相談事業【再掲】
		(6) 子育て支援情報の提供	□子育て支援情報発信の充実 □子育てガイドブック「ぐんぐんの木」の発行 □子育て支援アプリ「きりっこ」
		(7) 外国人家庭の幼児等への支援・配慮	□相談窓口の充実
	②教育・保育施設の充実	(1) 保育・幼児教育を担う人材の確保	●霧島市保育人材バンク事業 □県の保育人材バンクとの連携 □保育士の子の優先的な取り扱い
		(2) 認定こども園への移行に対する支援	□認定こども園への移行に対する支援
		(3) 適正な集団規模の確保	□施設整備等に係る経費の助成
		(4) 幼稚園教諭・保育士等・放課後児童支援員等の研修支援	□教育・保育の質の向上のための研修
		(5) 幼児教育アドバイザー等の配置・確保	□幼児教育アドバイザー等の確保
		(6) 教育・保育施設と家庭等の連携の推進	□家庭との連携 □小学校との連携 □地域型保育事業等との連携
	③こども・若者の健康づくり	(1) 生活習慣の形成、定着	□普及啓発の推進 □学校医等による健康指導
		(2) 遊びや体験活動の推進	□読書活動 □年齢や発達に応じた多様な経験、遊びの機会や場の創出
		(3) 食育の推進	□保育所等での食育推進 □家庭における食育の推進 ●食育推進事業
	④若者の自立支援	(1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実	□高等教育の修学支援の実施 □職業意識の形成支援 □奨学金の貸付
		(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	□男女ともに働きやすい環境の整備 □賃上げ □若者の就職支援
	⑤こどもの貧困対策	(1) 教育の支援	□奨学金の貸付【再掲】 □安心して多様な体験や遊びができる機会、学習する機会の確保 □就学援助の制度 □学習機会の提供
		(2) 生活の安定に資するための支援	□生活困窮者の自立支援 □市営住宅
		(3) 保護者の就労支援	□保護者の子育てと就労の両立支援
		(4) 経済的な支援の充実	□就学援助の制度【再掲】
	⑥ひとり親家庭への自立支援	(1) 各事業の利用の際の配慮	●子育て短期支援事業 □施設利用における優先的な配慮 □児童クラブの利用料助成
		(2) 就業支援	●ひとり親家庭等高等職業訓練促進事業 ●ひとり親家庭自立支援教育訓練給付事業 □ハローワークとの連携
(3) 経済的な支援の充実		●児童扶養手当支給事業 ●ひとり親家庭医療費助成事業 ●母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	
4 こども・若者にやさしい社会づくり	①仕事と家庭が両立できる職場環境の実現	(1) 育児休業後等の教育・保育施設の円滑な利用	□情報提供・相談支援等 □施設利用における優先的な配慮
		(2) 仕事と生活の調和を図るための意識啓発と環境の整備	□ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進、制度の普及
		(3) 男性の家事・育児参画の促進	□情報発信・啓発 □講演会等の実施
		(4) 共働き、共育での支援	□キャリアアップと子育ての両立支援に関する意識啓発の促進、制度の普及 □男性の育児休業取得率向上
	②結婚を希望する人への支援	(1) 出会いの機会・場の創出支援	□広域展開 □官民連携
		(2) 結婚に伴う新生活への支援	□スタートアップへの支援の推進
	③子育て家庭を支え、見守る環境づくり	(1) 地域で子育てを応援する環境づくり	●ファミリー・サポートセンター事業 ●子育て支援センター管理運営事業 ●母子健康推進員活動事業 □「こども館」の利用促進
		(2) 地域の子育て支援ネットワークの構築	●子育て支援センター管理運営事業【再掲】 □包括的な支援の推進 □支援ネットワーク会議
④安全で安心して過ごすことができる居場所づくり	(1) こどもの居場所・遊び場づくり	□こどもの居場所づくり支援 □放課後児童クラブの拡充 ●放課後児童健全育成事業	
	(2) 不登校のこどもへの支援の充実	□教育相談や適応指導の実施 □スクールカウンセラー等の配置 □不登校対策	